

【事案Ⅱ-2】後遺障害共済金請求

- ・ 平成 23 年 1 月 13 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 6 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

障害の状態が、約款に定める身体障害等級別支払割合表の第 14 級に該当するとして後遺障害共済金の請求をしたが、後遺障害非該当のため支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

- (1) 平成 21 年 9 月 10 日に火傷を負い、治療をしたが左下肢に瘢痕が残ったため、傷害保険後遺障害診断書を取得し、他に加入している損保 2 社と被申立人に対して、それぞれ保険金又は共済金を請求したところ、損保 2 社からは第 14 級の認定を受けたが、被申立人からは、共済金を支払うべき下肢の醜状障害には該当しないとして、共済金の支払いを拒まれた。
- (2) 被申立人に共済金請求をしたときに提出した診断書は、損保 2 社に保険金請求をしたときに用いたものと同じのものである。両者いずれも本件後遺障害につき該当する等級の認定をしているにもかかわらず、被申立人が後遺障害等級に該当しないとしていることは納得がいかない。
- (3) そこで、被申立人の障害等級表によっても、本件後遺障害等級は、下肢の醜状障害として、第 14 級に該当すべく、傷害保険後遺障害診断書及び、申立人の左下肢の写真を添付して、被申立人において共済金の支払いを容認する裁定判断を求めるものである。

<共済団体の主張>

- (1) 申立人が主張する本件障害は、申立人から提出された平成 22 年 3 月 17 日付の A 皮フ科医院による傷害保険後遺障害診断書から、本件醜状障害は、「左大腿の広範囲に著しい色素沈着」であり、その範囲は、「左大腿縦 20cm 横 15cm」であることを確認している。
- (2) 身体障害等級支払割合表によれば、「下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」を第 14 級の 4 としているが、露出面とは、下肢にあっては、膝関節以下（足背部を含む。）とされているところ、本件醜状障害が存する部位は膝関節の上であり、露出面とはいえないのでこれに該当しない。
- (3) また、露出面の醜状障害が準用される場合があり、「上腕又は大腿にあっては、ほとんどその全域」の場合には、「単なる醜状」として、第 14 級とするとの定めがあるが、本件醜状障害は、前記範囲であるため、これにも該当しない。
- (4) 申立人は、損保 2 社いずれからも第 14 級と認定されたと主張するが保険は保険約款、共済は共済事業規約に基づいてそれぞれ保険金、共済金を支払うものであ

て、他保険の支払いをもって共済金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面にに基づき審議した結果、下記理由により、申立人の請求は認められないとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人から被申立人に対して提出された傷害保険後遺障害診断書によれば、醜状障害の項に、下肢、左大腿として、縦 20cm 横 15cm と瘢痕の大きさを示す図がある。これからすれば、醜状障害の大きさは「てのひらの大きさ」を超えるものの、部処としては、膝関節よりも上、すなわち、露出面以外ということになる。添付された写真にも、露出面に醜状があるものは存在しない。
- (2) 露出面以外であっても、「ほとんどその全域」であれば、準用等級として第 14 級が認められる場合もあり、当審議会は、大腿の裏側の部分にも著しい色素沈着が存在すれば、準用等級を認定することが可能ではないかと思料し、申立人に対して追加の証拠を提出されるよう求釈明を行ったが、これを証明する資料（写真）の提出はなかった。

したがって、証拠からは、露出面以外の「ほとんどその全域」に醜状が存在し、
「単

なる醜状」として準用等級が適用されるのが相当であると判断することができない。

- (3) 申立人は女性であり、露出面ではないとはいえ、身体に火傷による著しい色素沈着が後遺症として残っている事は気の毒に思われるが、個別の事情によって等級認定の判断基準を変えて認定することは公平性を欠き適当ではなく、主文の通り裁定せざるを得ない。

なお、申立人は、他社では等級認定が行われた旨主張するが、それぞれが準拠
す

べき認定基準によって判断がなされたものであって、被申立人における準拠すべき法令等はすでに述べた通りであり、他社が認定した事実は理由にはならない。